

令和5年度

愛媛県土木工事設計資材単価表

令和5年9月1日

愛 媛 県 土 木 部

【留意事項】

本公表資料は、令和5年9月1日以降積算に適用するものです。

本公表資料に掲載していない資材については、既に公表している資料を参照してください。

愛媛県土木工事設計資材単価表について

1. 愛媛県土木工事設計資材単価表

この「愛媛県土木工事設計資材単価表」(以下、資材単価表という。)は、愛媛県土木部が発注する工事の工事費の積算に用いる資材単価を掲載しています。

2. 適用

資材単価表は、令和5年9月1日以降積算にかかるものに適用します。

愛媛県土木工事設計資材単価表は、4月、10月の年2回に全面改定を行い、主要資材(鋼材類、生コン、アスファルト合材、燃料類、スクラップ等)については7月、1月にも改定しています。また、市場の情勢により適宜改定することがあります。

現在、鋼材、燃料類、スクラップについては、4月、7月、10月、1月以外の月も毎月改定していますが、資材単価表は作成していません。

なお、市場単価、市場単価から移行した標準単価については、4月、7月、10月、1月の年4回改定していますが、資材単価表は作成していません。

3. 内容

- (1) 一般的な資材単価は、(一財)建設物価調査会及び(一財)経済調査会から市販されている物価資料(インターネット上で提供されているものを含む。以下「物価資料」という。)に掲載されているものを使用しています。
- (2) 前記(1)に掲載されていない資材については、市場取引価格の実態調査を行い、その結果をもとに設定した資材単価を掲載しています。
- (3) 資材単価表中の「*」表示となっている資材は、物価資料に掲載されている単価を使用していることを表しており、両調査会の著作権の保護のため、単価を表示していません。単価については、改定月の物価資料を参照してください。
- (4) 資材単価表中の「-」表示となっている資材は、単価未設定であることを表しています。
- (5) 資材単価表に掲載している単価には消費税は含まれていません。

4. 留意事項

- (1) 資材単価表の全部又は一部を、複製・転載・磁気媒体入力・販売することを禁止します。
- (2) 資材単価表を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止します。

5 公表の方法等

(1) 公表の方法

資材単価表の閲覧は、「愛媛県ホームページ(えひめの土木-建設技術-

土木工事設計単価)」に掲載するとともに「県庁土木管理課技術企画室、各地方局建設部、各土木事務所」に備え付けています。

なお、「県庁土木管理課技術企画室、各地方局建設部、各土木事務所」での閲覧については、閲覧場所からの持ち出しはできません。

(2) 閲覧時間

愛媛県ホームページ以外の閲覧時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

(土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始は閲覧に供しません。)

6 問い合わせ先

愛媛県松山市一番町4丁目4-2

愛媛県土木部土木管理局土木管理課技術企画室

TEL 089-912-2648

FAX 089-912-2653

